

議案第 4 9 号

あきる野市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 5 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

手数料の額を改める必要がある。

あきる野市手数料条例の一部を改正する条例

あきる野市手数料条例（平成 1 2 年あきる野市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。
別表 1 の項から 1 0 の項までを次のように改める。

1 住民票、戸籍の附票等の写しの交付	窓口における交付 1 通につき 3 0 0 円
	郵送による交付 1 通につき 4 0 0 円
	多機能端末機（あきる野市多機能端末機による証明書等の交付に関する規則（平成 3 0 年あきる野市規則第 1 1 号）第 2 条第 1 号に規定する多機能端末機をいう。以下同じ。）による交付 1 通につき 2 0 0 円
2 住民基本台帳の閲覧	1 人 1 回 3 0 分までごとにつき 3 0 0 円 ただし、閲覧する事項を転記する場合は、1 人分転記するごとにつき当該額に 3 0 0 円を加算する。
3 身分に関する証明	窓口における交付 1 通につき 3 0 0 円
	郵送による交付 1 通につき 4 0 0 円
4 埋火葬に関する証明	窓口における交付 1 通につき 3 0 0 円
	郵送による交付 1 通につき 4 0 0 円
5 印鑑に関する証明	窓口における交付 1 通につき 3 0 0 円
	多機能端末機による交付 1 通につき 2 0 0 円
6 印鑑登録証の再交付	1 件につき 3 0 0 円
7 固定資産に関する証明	窓口における交付 1 枚につき 3 0 0 円
	郵送による交付 1 枚につき 4 0 0 円
8 市税その他諸収入金に関する証明	窓口における交付 1 通につき 3 0 0 円
	郵送による交付 1 通につき 4 0 0 円
	多機能端末機による交付 1 通につき 2 0 0 円
9 固定資産（土地・家屋・償却資産）名寄帳兼課税（補充）台帳又は公図の写しの交付	窓口における交付 1 納税義務者（公図の写しにあっては、1 枚）につき 3 0 0 円 ただし、A 1 判の公図の写しは、1 枚につき 9 0 0 円
	郵送による交付 1 納税義務者（公図の写

	しにあっては、1枚)につき 400円 ただし、A1判の公図の写しは、1枚につ き 1,200円
10 固定資産(土地・家屋・償却資産) 名寄帳兼課税(補充)台帳又は公図の関 覧	1人1回(30分以内)につき 300円

別表24の項中

1件につき 500円

を

「

窓口における交付	1件につき	600円
郵送による交付	1件につき	700円

に改め、同表25の項中

」

「

1件につき 300円

を

」

「

窓口における交付	1件につき	300円
郵送による交付	1件につき	400円

に改め、同表26の項中

」

「

1件につき 200円

を

」

「

窓口における交付	1件につき	300円
郵送による交付	1件につき	400円

に改め、同表38の項中

」

「

1件につき 200円

を

」

「

窓口における交付	1件につき	300円
郵送による交付	1件につき	400円

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のあきる野市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に受理する請求書等に係る手数料について適用し、同日前に受理した請求書等に係る手数料に

については、なお従前の例による。